

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年8月18日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから8月18日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は、手を上げてください。

では、フジオカさんお願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会の議題で、敦賀2号機の関係で伺いたいんですけれども、定例会の場で、委員長も、資料を巡って、お話にならないという厳しい表現もありましたけど、審査会合を実施しないと判断したことについて、委員会としてこの意味合いをどのように捉えていらっしゃるのか伺えたらと思います。

○更田委員長 実質的には、1回審査会を開催して、その後も続けているわけではないので、今日の判断で大きなものがあったというわけではないと考えています。

その上で、審査会合に出ている石渡委員は再三厳しい意見を述べておられるし、その上で、1,000箇所を超えるような誤記、それに続いて起きたことというのをどう捉えるか。

今日、事務方の資料にもありましたけれども、特にその2点についての確認を終えるまで審査会合を開くに値しないという判断をしたわけで、一方で、じゃあ既に提出されている資料に関して言うと、今どうしているのと審査部隊に尋ねると、やっぱり大部な資料でもあるし、読み込んでいるところ。

これは確認というより、むしろ事態の把握であるとかというもので、それを、じゃあ、それもやめちゃうかという話なんですけれども、そうすると、審査部隊は審査部隊として、前回の会見でも私の意向としてお話しましたけれども、やっぱり科学的な議論として決着を付けたいという思いはあるので、既に出ている資料を見ていると言うようなのは、日常のお勉強と言うか、として、それまで禁ずると言うことはないだろうと。

ただ、審査会合というのは、こちらの判断であるとか見解を伝える場で、審査のステップが進んでいくものですので、その状況には達していないというのが今日の判断です。

○記者 分かりました。

去年2月の時点で、今回の書換え問題が明らかになった際にも、審査会合のレベルで審査を一旦中断するということがあったんですけど、今回、定例会の場で、5人の委員が揃ってその判断をしたということについての重みについては、どのようにお考えですか。

○更田委員長 重い判断なんだろうと思います。

繰り返しますけども、私としては、前回も申し上げたように、できることであれば、本当に、科学的な、技術的なデータを揃えた上でしっかり決着を付けたいというふうに思っています。ただ、それが難しい状況にある、できない状況にある。

それから、検査について言えば、日本原電が根本原因分析をやると表明したので、検査は、その根本原因にさかのぼって確認をしていくわけだけけれども、今日の委員会でも言及しましたが、審査会合の資料というのは議論用の資料で、いわゆるQMSの厳しいチェックを受けたものに対してやっているわけではないので、少なくとも審査会合を再開することがあるとすれば、今日の資料にあった2点について確認ができたということなんだろうと思います。

○記者 分かりました。

委員長が今おっしゃられたみたいに、今後、審査を再開することができるとすれば例示された2点の解消の後だと思うんですけど、スケジュール感で恐縮ですけど、目途としてはいつぐらいを。

○更田委員長 それは、お尋ねはあるだろうとは思いますが、私たちもそれは分からない。

ただ、これがまた長期に及ぶようであったら少し考えなきゃならないわけですよ。

ですから、その2点の確認について、こういった確認ができたという報告を改めて委員会に対してしてもらって、その上での判断だと思います。

○記者 分かりました。

別の話題で恐縮なんですけど、トピックスの関係で、大飯3号機なんですけど、海水漏れのほうです。

点検の在り方などに多くの教訓があるケースだと思うんですけど、ただ、この件を法令報告の対象とした経緯というのが、根拠がちょっと分かりづらいなと思って。

委員長も、常用の設備だともおっしゃっていましたがけれども、事業者が判断するものだと思うんですけども、規制委員会として、該当した判断としてはどのようにお考えですか。

○更田委員長 うちが判断したという表現が当たるかどうか悩ましいところであると思っています。

今日も少し発言しましたが、循環水系で、しかも、分岐部での漏えいで、実際に何が起きるかという、ゆっくりと、とにかく隔離をしてやって、原子炉出力低下さ

せて、ですから、ある種、私たちの言い方で言えば、これは財産保護のための問題であって、安全上の問題であるからこそ規制側の検査対象として入っていなかったような部分ではあるんですけども、ただ、これを最初は長期停止の影響とか、様々な要因があるかなと思ったんですけども、海水のサクション(suction)系、海水を引き上げる系統であって、流れている、流れていないは、あまり影響するとも思えないし、温度はそれほど変わるわけでもない。

さらに、雨水による外面腐食によるものなので、なかなか、これから教訓といってもなというようなものであるのが実際のところなんです。

一方で、事業者にとっては、これは事業遂行に関して大きな問題であって、これは規制当局としては、どう対応しているのかを眺めているということなんだろうというふうに思います。

○記者 分かりました。

最後にしますけれども、ということは、例えば、過去に循環水系統でトラブルの法令報告とした対象というのはなくて、初めてのケースだったということなんですかね。

○更田委員長 少なくとも、私は前例を知りません。

ただ、見るからに結構だだ漏れというか、しかも、あそこの部位というか、分岐したところ以降は使っていなかったわけなので、そういった意味では、未然にという点では、これは事業者が考えるべきことですけども、フランジと一体になっていて、今回亀裂が入った部分というのは、閉止フランジにさっさと変えてしまっておけば問題は起きなかったことで、今回、実際に交換したわけですけども、教訓を抽出という観点からすると、安全上とか安全規制上の教訓というよりは、発電事業者の事業遂行上の教訓みたいな形に、そういう整理になるんじゃないかと思います。

○司会 他に御質問はございますでしょうか。

エムラさん。

○記者 読売新聞のエムラです。

同じく、今日の定例会の敦賀の話なんですけども、審査を再開するにあたって、2点に絞ったということですけども、それ以外の、前の委員長会見でも、見解の相違とか、組織ぐるみだったじゃないかと、そこらのほうは、直接、資料の信頼性とは関わってこないかもしれないですけども、事業者としての問題になるので、今回の動機の解明みたいなものっていうのは、規制委員会としてどう急いで行くのか、お考えをお聞かせください。

○更田委員長 動機の解明を待っていたら、一つには、私たちも審査を進められる状態がないと言って長期間に渡って放り出したいかって言うと、そうではないんですよ。

これでやめるって言うんだったら決着になるんだけど、やめるにしても、再三申し上げているように、科学的に決着を付けたい。

そういった意味で、だらだらだらだらという、実際に審査している人たちには悪いけれども、いたずらに長期化することって、私たちにとっても好ましくないというふうに思っています。

それから、おっしゃるように、動機と言っても、それも程度の問題と、それから掘り下げ方の問題ではあるんだけど、今回のいわゆる書換えが問題になったときの原電の反応、対応に対しては、私は少なからず疑問は持っています。

しかしながら、これから審査会合を開けるかどうかという要件については、今日の2点に絞ったということだと思います。

- 記者 その2点なんですけども、トレーサビリティをちゃんと追えるようにするとか、ちゃんとした意思決定のルールとかプロセスとかを明確化するという、それ自体を、物凄く当たり前と言うか、当然のこのように思えるんですけども、重い判断ではあるんですけども、その2点に絞って改善をさせるというのは、ある意味、軽いとも言えなくもないんですが、そこら辺についてはどう考えればよろしいでしょうか。
- 更田委員長 要するに、当たり前のことができてなかったことが問題になっているので、当たり前のことがちゃんとなったらやりましょうということだと思います。
- 記者 そうですね。ありがとうございました。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。

ヒロエさんお願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

無断書換えが規制庁の審査に与えた影響ということについて伺いたいんですけど。

規制庁の審査というのは、事業者が出してくる資料を信頼している形で、正しいものだという性善説に立って審査していると思うんですけど、こうした無断書換えがあったら、規制庁がボーリング調査一個一個に立ち会う必要があるとか、規制庁が独自に調査していくような必要があるんじゃないかなとも思うんですけど。

今回の無断書換えが与えた影響というのは、どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 性悪説に立ったら、そもそも、いわゆる事業を民間に委ねることはできないというのと同義語だと思います。

基本的に、確認するときに、全ての材料であるとか、プラントだってそうですけど、構成であるとか、それから、おっしゃるように、ボーリング調査だとか出されている全ての資料に対して裏を取りに行くというんだっただらば、これは、いわゆる審査ではなくて、事業そのものを行政側がとか、あるいは国側がというのに等しくて、別にこれは原子力の規制に限らないけれども、あらゆるものについて、全てにおいて現物で裏を取るというやり方というのは不可能だと思います。

一方で、そこに全く疑いを持っていないかということ、そういうわけではないので、だからこそ抜取りで確認をしたり、現物を見に行くケースだってある。

それから、ヒロエさんのおっしゃるのを聞いていてちょっと思ったのは、じゃあ、その書き換えた柱状図が最初に提出されていて、今回のやつは前のと違うじゃないかという判明の仕方をしたじゃないですか。そうじゃなくて、最初に出されたものが書き換えられたものだったらどうだったかというような議論を私たちもしているんです。

であるからこそ、時間がかかるとか、いろいろ言われるけれども、経過を追って議論をするということは、立証の中の矛盾を捕まえたり明らかにしていくためには価値を持っていて、今回も私たちのほうとして考えなきゃならないのは、書き換えられたものだけが提出されていて、最初からそれが書き換えられていたら、果たして私たちはどういう気づき方をしていたか、ないしは気づくことができなかつたのかというのは、私たちにとって考えてみる価値のあることだというふうには思っています。

○記者 つまり、出したくないデータというのが、もし原電が持っている、それをどうやって捕まえに行くかという、そういう問いかけということですか。

○更田委員長 もっと一般論でお話をしていますけど、例えば、あるデータが幾つかあって、そのデータに対して相関式を作るために線を引くとしますよね。そのデータは同じ条件で取られたものであったら、全てのデータが載っていなければ意味がないわけだけど、そこで都合の悪いデータをなかったことにされたとしますよね。

じゃあ、そのなかったことにされたデータはどうやって見つけられればいいんだという話になって、そこまで申請側の提出するものが信用できない場合は、自らそのデータを取りに行かなきゃいけないわけです。これは、個別の要件、個々の条件によって違いがある。

例えば、私たちがなぜ実験だとか、TSO(外部の技術支援機関)に対して実験を委託したり自分たちで研究をやっているかといったら、そこを見抜く目を維持するためであって、事業者の出てくるデータを全て信用して、それでもう終わりというのであったら、実験だって研究だって、全て要求すればいいことであって、私たち自身はそれを信じて確認すればいいのかもしれないけれども、ただ、もしそこに何らかの、申請側の恣意性が入ったとき、それを見抜けるかどうかというのは、自ら安全研究であるとか、そういった事例を追いかけているから見抜けるわけで、だから規制当局の技術的能力というのはそこにあるんだと思っています。

○記者 例えば、そういう出したくないデータなりを規制庁が見つけたら、かなり厳しめのペナルティーを与えとか、そういう発想ってあったりするんでしょうか。

○更田委員長 同一条件で採取されたデータの一部を故意に載せないというようなことがあれば、これはきついペナルティーになると思います。それはデータを操作したということと同じことです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

じゃあ、ヨシエさん、お願いします。

○記者 河北新報社のヨシエと申します。よろしくお願いします。

本日の議題ではないんですけども、福島第一原発の処理水について伺います。

委員長は以前、海洋放出の実施計画の提出時期について、お盆頃という一つの目安をおっしゃっておりました。

昨日の審査会合では、東電側のほうが見通しをまだ示せていませんでした。

この現状についての委員長の考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○更田委員長 確かに、準備であるとか工学的な検討であれば余裕を持ってもお盆の時期ぐらいまでに提出が可能であると思いましたが、これは推測でしかないけど、様々な理由によって東京電力は出せないでいる。

事業者側にとって、特に東京電力の場合は、ある申請をする際にも、利害関係者の方々の理解、了解をいただいた上で提出するというケースが多く見られる。そのプロセスに時間がかかることは私たちも理解はできるし、今の時点で私たちが早く出せと言ったところで動きようのないことは分かっているだけに、早く出せと言う意味がなかなというふうに思っているんです。

そういった意味では、ある種、待ちの状態になっています。

○記者 関連で、23年春頃とされています海洋放出の開始時期が、この検討のスピード感で支障はないというお考えでしょうか。

○更田委員長 この件に関して、先を予想するというのはなかなか難しいんですけども、ただ、技術的に言えば、当初の23年春というのが難しくなる時期には、まだそこまでいっていないと思っています。

ただ、まだ実施計画の内容そのものが、実施計画の中で放出に当たってどういう形式を取るか自体の議論に入っていませんから、その形式によっても大きく左右されるし、それから、今、政府側ではモニタリングをどうするかという検討もしていますけども、これも実施方法がまだ確定する前に議論をしているので、どうしても幅のある議論になる。

どういう形が取られるかということに大きく依存するので、時期との関連というのは、今の時点では難しいですね。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

じゃあ、ツカモトさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

敦賀2号の話に戻って恐縮なんですけれども、先ほど、2点に絞ったということについて、それがあまりに基本的なところだからこそ、原電にとってはクリアするのが当然であろうというタスクだと思うので、そこが、ある意味ハードルが低いんじゃないのかというような御指摘があったかと思うんですけど、逆に、石渡先生がおっしゃった

ように、例えば、その検査の最終報告を待つだとか、そういったお考えというのは委員長の頭の中にはなかったんでしょうか。

○更田委員長 品質の管理に関して、前回、検査の報告の議論があったときに受けた印象ではあるんですけども、根本原因分析を行う過程での品質管理の在り方について検査は進んでいますけれども、そこで言っている質というのは、いわゆるQMSの世界での質なんですよね。

一方で、審査会合に提出されている資料というのは議論用の資料、検討用の資料であって、そこまでのQMSを経てきているものでは、これは別に原電に限らず、どこの事業者のものだってそうです。

であるので、じゃあ、何が審査会合を行う上での要件かというところで今日の2点を挙げたわけで、ただし、その2点がどのような形で、どれだけ確認されたら審査会合をやるのか、やらないかというのは次の議論であって、まず、その2点について検査部隊の報告を受けて、それからどう進むかというのは、その次の議論だと思っています。

○記者 分かりました。

今現在、原電側から提出されている、彼らが言う、品質保証を改善した上で出しましたと言っている、現在再提出された資料を見ても、ある程度、その辺の改善の度合いみたいなものの推測というのはできるのかなという気もしたんですけど、そういう・・・。

○更田委員長 それは聞いていないし、なかなか実際、難しいんじゃないでしょうかね。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、オノザワさん、お願いします。

○記者 東京新聞のオノザワと申します。

前回の委員会でも委員の方から意見があったと思うんですけども、東海第二も原電がやっていますけど、そちらへの影響については、委員長はどう思われていますでしょうか。

○更田委員長 前回既にお答えをしていますけども、もともと東海第二の置かれている条件の違いもあるわけですけども、今の時点で、東海第二に対して私たちが下してきた判断に疑いを持つような状況にはなっていません。

○記者 そちらについては、特に改めて、何か資料を再確認したりとか、そういうことはないんですか。

○更田委員長 柱状図に関して言えば、もともと東海第二の場合というのは調査会社の生データがそのまま提出されていますし、確認をしています。そういった意味で、これ以上確認のしようがないと言えばしようがない。

ただ、同じ事業者であるから、その他の広い面にわたって何か問題があるかどうか、

これは、むしろ敦2(敦賀2号)の柱状図についての検査を進めていく過程で、日本原電に、何か私たちがまだ知らないような大きな問題があるということになれば、それは可能性の議論として否定はしませんけれども、今の時点で東海第二について特にアクションをするという考えを持っているわけではありません。

○記者 あと、敦賀のことで確認したいんですけども、動機の部分になるので、今回2点に絞ったのはまた後になると思うんですけども、もし意図的に審査を有利にしようと思ってみたいな、そういう悪意が確認された場合というのは、審査というのはどうなるんですかね。

○更田委員長 審査を有利にというのは、事業者はみんな考えているでしょうから、それを悪意と呼ぶかどうかは別の問題ですけども、ただ、審査を有利にするために不正な操作を意図的にやったということであれば、これはとても大きなことです。先ほど言ったように一部のデータを除いてしまうであるとか、あるいはデータを改ざんしてしまうということ、これが意図を持ってされたのであれば、これは悪意と呼べると思うんですが、明確な意図を持ってされたということが分かれば、これは、基本的にその事業者としての要件に関わるものだと思いますので、おっしゃるような大きな問題だと思います。

○記者 それは、審査は打切りみたいになるんですかね。

○更田委員長 何と呼ぶか想像が付きませんが、不許可じゃないでしょうか、むしろ。

○記者 分かりました。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—